

○工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議
会モデル

昭和 61 年 6 月 26 日 採択
平成 28 年 3 月 18 日 最終改正

工事の請負に係る競争契約において、相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、その者の申込みに係る価格が次に掲げる額に満たない場合とする。

- 1 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が、予定価格に 10 分の 9 を乗じて得た額を超える場合にあっては 10 分の 9 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 10 分の 7 を乗じて得た額
 - ① 直接工事費の額に 10 分の 9.5 を乗じて得た額
 - ② 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
 - ③ 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
 - ④ 一般管理費等の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額
- 2 特別なものについては、1 にかかわらず、契約ごとに 10 分の 7 から 10 分の 9 までの範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額